

事務連絡  
令和8年4月6日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

### 旅行業法における旧氏の取扱いについて（周知）

旅行業法（昭和27年法律第239号）及びこの法律に基づく政省令等の規定に基づく申請、届出、通知等において、申請者等の氏名の記載を求めるものについて、戸籍氏及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の併記を希望する場合はこれを認め、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴都道府県においては適切にご対応いただくとともに、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、本内容のご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県の裁量において、独自に条例等を置き、氏名等の記載を求めているものについては、本周知の対象外となります。

### 記

#### 1. 旧氏の記載方法

旧氏の併記を希望する場合は、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載するものとする。

#### 2. 旧氏の確認

上記1.により対応する手続について、根拠法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカード、登記事項証明書等の公的な証明書類を提示又は提出させること。

以上